

佐賀県母子寡婦福祉資金貸付金一覧表

平成20年4月1日

資金名	概要	貸付限度額	利子	据置期間	償還期間
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備費、備品等の購入資金	2,830,000円	無利子	1年	7年以内
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	1,420,000円	無利子	6ヶ月	7年以内
修学資金	子供が高校・大学・短大・高等専門学校等で修学するために必要な資金(授業料、書籍代、交通費等)	月額18,000円以内から64,000円以内まで(学校種別、学年ごとに異なります)	無利子	6ヶ月	20年以内
技能習得資金	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 50,000円以内 (12ヶ月分を一括で貸付ける場合 600,000円以内) 運転免許の取得に必要な経費の場合 460,000円	無利子	1年	5年以内
修業資金	子供が事業開始又は就職するために知識技能を習得するために必要な資金	月額 50,000円以内 運転免許の取得に必要な経費の場合 460,000円	無利子	1年	5年以内
就職支度資金	就職をするのに必要な資金(被服、履物等の購入費)	100,000円以内 自動車を購入する場合 320,000円	無利子	1年	6年以内
医療介護資金	医療又は介護を受けるのに必要な資金(医療保険の自己負担分、通院に必要な交通費) 当該医療・介護を受ける期間がおおむね1年以内の場合に限る。	医療 310,000円以内 (貸付申請者が所得税非課税の場合は450,000円以内) 介護 500,000円以内	無利子	6ヶ月	5年以内
生活資金	知識技能習得中の生活を安定・維持するのに必要な資金	月額 141,000円以内	無利子	6ヶ月	5年以内
	医療・介護を受けている期間中の生活を安定・維持するのに必要な資金	月額 103,000円 (母が生計中心者でない場合には月額 69,000円)	年3% (一部無利子)		8年以内
	配偶者のない女子となって7年未満の過程の生活を安定・維持するのに必要な資金 失業中(1年以内)の貸付		年3%		5年以内
住宅資金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金	1,500,000円以内	年3%	6ヶ月	6年以内
		災害等により必要と認められる場合 2,000,000円以内			7年以内
転宅資金	住居を移転するために必要な資金(住宅の賃借費、家財運搬費等)	260,000円以内	年3%	6ヶ月	3年以内
就学支度資金	小中学校、高校、大学等及び修業施設への入学・入所に要する資金	月額39,500円以内から590,000円以内まで(学校種別、学年ごとに異なります)	無利子	6ヶ月	5年以内
結婚資金	子供が結婚するために必要な資金	300,000円	年3%	6ヶ月	5年以内
児童扶養資金	児童扶養手当の受給者であって、貸付申請の際、現に支給を受けている手当額が、平成14年7月分の手当額未満である方に、減額となった手当額を貸付けます。	平成14年7月分の児童扶養手当の額から、申請の際に現に支給を受けている児童扶養手当の額を控除した額	無利子	1年	10年以内